2　新規則第八十三条第二項第五号（配当等の支払調書）の規定は、施行日以後に支払の確定する同条第一項に規定する配当等について適用し、施行日前に支払の確定した旧規則第八十三条第一項（配当等の支払調書）に規定する配当等については、なお従前の例による。

3　施行日前に支払又は交付の確定した旧規則第九十条の二第二項（株式等の譲渡の対価等の支払調書）の株式等の譲渡の対価及び償還金等については、なお従前の例による。

4　施行日前に交付の確定した旧規則第九十条の三第二項（交付金銭等の支払調書）の交付金銭等については、なお従前の例による。

5　新規則第九十六条第三項（信託の計算書）（同項第二号に規定する特定割引債の償還金及び国外割引債の償還金に係る部分に限る。）の規定は、これらの償還金が施行日以後に信託財産の収益に帰せられる同条第一項の信託について適用する。

6　施行日前に新規則第九十七条第五項（名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書）に規定する支払を受けるべき同条第六項の株式等の譲渡の対価については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第五条　新規則別表第三㈠、別表第三㈡及び別表第三㈣に定める書式は、施行日以後に新法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付する計算書について適用し、施行日前に旧法第二百二十条（源泉徴収に係る所得税の納付手続）の規定により添付した同条に規定する計算書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第六㈠に定める書式は、平成二十六年以後の各年において支払の確定した新法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、平成二十五年以前の各年において支払の確定した旧法第二百二十六条第一項（源泉徴収票）に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票については、なお従前の例による。

3　前二項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める計算書又は源泉徴収票に、新規則別表第三㈠、別表第三㈡、別表第三㈣及び別表第六㈠に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部改正）

第六条　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第二号中「、第二項又は第四項」を「又は第二項」に改める。

○財務省令第三十六号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）の施行に伴い、並びに相続税法施行令（昭和二十五年政令第七十一号）第五条第二項及び第五条の六第二項の規定に基づき、相続税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

相続税法施行規則の一部を改正する省令

相続税法施行規則（昭和二十五年大蔵省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「六十五歳」を「六十歳」に改め、同条第二項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同項第三号中「六十五歳」を「六十歳」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

○財務省令第三十七号

消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十一条の規定に基づき、消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

消費税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

消費税法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年財務省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第四項中「施行日から平成十九年三月三十一日までの間」を「平成二十六年四月一日以後」に改め、「ついては」の下に「、当分の間」を加える。

附　則

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○財務省令第三十八号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十三条の規定に基づき、国税通則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

国税通則法施行規則の一部を改正する省令

国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項ただし書中「に関する処分」の下に「（法第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知のうち同項第一号（不納付加算税及び法第六十八条第三項（重加算税）の規定による重加算税に係る部分に限る。）及び第二号に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「一に」を「いずれかに」に、「掲げる」を「定める」に、「とき。」を「とき」に改める。

附　則

この省令は、平成二十五年六月一日から施行する。

○財務省令第三十九号

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）及び租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）の施行に伴い、並びに同法附則、同令附則、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第四十一条の十二」を「第四十一条の十二の二」に改める。

第二条を次のように改める。

（利子所得の分離課税等）

第二条　租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第一条の四第三項第一号に規定する財務省令で定める方法は、会社が法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号に規定する同族会社（次項において「同族会社」という。）に該当するかどうかを判定する場合におけるその判定の方法をいう。

2　施行令第一条の四第三項第一号に規定する財務省令で定める者は、法第三条第一項第一号に規定する特定公社債以外の公社債の利子の支払をした法人（同族会社に該当するものに限る。）の株主のうち、その者を法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第七十一条第一項の役員であるとした場合に同項第五号イに掲げる要件を満たすこととなる当該株主とする。